

所管部課	行政管理部総務課		部長	矢吹 勇一	
件名	東大和市公印規則の一部を改正する規則について				
	区分	○	1 審議事項		2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市青少年問題協議会条例			
	部課機関	教育部青少年課			
<p>1. 要 旨</p> <p>(1) 一部改正理由 令和7年度をもって「東大和市青少年問題協議会条例」が廃止される。 東大和市公印規則に、東大和市青少年問題協議会条例の公印が、以下のとおり存在する。 ・別表第1（第2条関係）65 青少年問題協議会会長之印（方24） ・別表第1（第2条関係）66 青少年問題協議会会長の印（方36） 以上の2つの公印の削除が必要である。</p> <p>(2) 内容 東大和市公印規則の一部を改正する。</p> <p>(3) 施行日 令和8年4月1日から施行する。</p>					
<p>2. 経 過（現時点に至るまでの経過） 総務課法規係において審査済み。</p>					
<p>3. 留意事項（問題点等） なし</p>					
<p>4. 主管部処理案（検討結果等） 庁議終了後、速やかに公布事務を進めたい。</p>					
<p>5. 審議結果 決定</p>					